

# 海外の市民活動

## No. 5

---

I	'76 年全米消費者大会	1
II	'76 年消費者運動綱領 ..... Ralph Nader	7
III	情報の自由に関する法	16
IV	原子力	28
(1)	誰がとくするのか? ..... Ralph Nader	28
(2)	GE原子炉部門の技術者3名が辞職、反原発運動へ参加 David Burnham	42
(3)	インディアン・ポイント原発安全検査担当官が危険を告発し 辞職	46
(4)	ブラウンス・フェリー火災事故調査で防火計画がゼロであっ たことが判明 ..... David Burnham	48
(5)	米で原発の安全性の恐怖高まる	51
(6)	核エネルギー時代：長すぎた春 ..... Robert Gillette	54

---

海外市民活動情報センター

Information Center for Public Citizens

## わたしたちが考えていること

よきにつけ悪しきにつけ、日本は国際社会の注目の的となっています。市民運動にとっても例外ではありません。とくに“公害国ニッポン”の市民運動によせられる世界の関心は大きいものです。また逆に、私たちも、程度の差こそあれ同じような困難のもとに市民の利益をまもるために日夜奮闘されている海外の市民運動に深い関心をよせています。しかしながら、この相互の思いを結ぶ紐帯は、いまのところ商業ベースの情報を除いては、ほとんどないというのが実情のようです。

私たちは、微力ではありますが、この結びつきを芽ぐませたいと「海外市民活動情報センター」を発足させました。そして商業ベースでは入手しえない優れた市民活動の情報をできるだけ数多く海外から収集し、これを必要とされる方々に役立てていただきたいと願っています。そして私たちもまた日本の市民活動の状況を海外の必要とされる友人、グループ、団体へ送り、真に市民サイドに立つ国際連帯の輪を拡げていきたいと念願しています。この願いが、この趣旨に賛同される方々のお力で息切れすることなく持続し、やがて木となり、花を咲かせ、鳥を宿らせることができれば、どんなに素晴らしいことでしょうか。ぜひこの夢を実現させたいものです。

### 賛 同 者

アイウエオ順

- |                            |                         |
|----------------------------|-------------------------|
| 青 山 貞 一                    | 塚 本 しう子 (婦人展望)          |
| 安 藤 栄 雄 (日本消費者連盟)          | 寺 田 かつ子 (都地消連)          |
| 綾 部 祐 助                    | 徳 座 晃 子 (東京経済大学)        |
| 岩 田 友 和 (内外消費者情報研究グループ)    | 戸 田 義 明 (公害問題研究会)       |
| 飯 島 愛 子 (I P P F・クアラルンプール) |                         |
| 伊 藤 武 雄 (中国研究所)            | 仲 井 富 (公害問題研究会)         |
| 宇 井 純 (自主講座)               | 中 谷 巖                   |
| 大 崎 正 治 (国学院大学)            | ナンシー・アンドリュース (大学院生)     |
| 奥 田 孝 晴 (自主講座)             | 野 村 かつ子 (日本消費者連盟)       |
| 奥 沢 喜久栄 (公害問題研究)           | ハドル・ノリ (公害問題研究)         |
| 大 竹 慶 明 (大竹財団)             | 平 島 郁 子 (主婦)            |
|                            | 船 瀬 俊 介                 |
| 勝 部 三枝子 (生活問題研究)           | 福 井 京 子 (学生)            |
| 加 納 き く (主婦)               | 藤 沢 郁 子 (学生)            |
| 紀 平 悌 子 (婦人有権者同盟会長)        | 藤 田 英 彦 (牧師)            |
| 國 弘 正 雄 (国際商科大学)           | 松 岡 信 夫 (自主講座)          |
| 久保田 裕 子                    | 松 浦 直 樹 (学生)            |
| 児 玉 勝 子 (婦人展望)             | 松 村 昭 雄 (I P P F, ロンドン) |
| 清 水 経 義 (日米学生会議)           | 松 井 やより (朝日新聞)          |
| 鈴木 了 一 (日本消費者連盟)           | 山 内 郁 子 (婦人有権者同盟)       |
| スパークス・ダグラス (パークレイ大学)       | 横 山 桂 次 (中央大学)          |
| 袖 井 林二郎 (評論家)              | ライシュ・マイケル (エール大学)       |
|                            | リフソン・トーマス (ハーバード大学)     |
| 竹 内 直 一 (日本消費者連盟)          | レフラー・ロバート (ハーバード大学)     |
| 土 屋 喜三郎 (大竹財団)             | 渡 辺 文 学 (公害問題研究)        |

## I '76年全米消費者大会

### はじめに

「変革に向っての歴史的ステップ」 とアメリカ消費者連合会（CFA）が銘うつところの「'76年全米消費者大会」（Consumer Assembly '76）が去る1月21日から3日間、首都ワシントンのスタトラ・ヒルトン・ホテルで開かれた。この大会は、毎年秋に開かれる日本の全国消団連大会に似ている。CFAに加盟する200余の消費者団体の代表が全米から集って、向う1年間の活動の方向、キーポイントを大衆討議し、また活動の経験を全国・地方それぞれの立場から交流し合う大会である。何か特別な決議をして会員を縛るというものではない。それは、この大会に引きつづいてもたれるCFAの年次大会で決められる。

大会参加者はもちろんCFAの会員。しかし著名な国会議員の顔が多数みえるのもこの大会の特徴。彼等は消費者利益に関するどのような法案を議会で提案し、その立法化にいかにかつめたかを報告する。そして参加者から質問をうける。いわば議員の国会における日常活動が大衆から問われる大会なのである。またこの大会は、市民と議員が合同で消費者問題についての国の施策を討論する場でもある。アメリカでは多くの消費者立法が通っているが、その多くはこの大会のフィルターにかけられ、制定されたものが多い。たとえば、日本がとり入れている公正貸付法、集団訴訟、消費生活用製品安全法など、その例である。したがってこの大会の様子を知ること、アメリカの消費者運動の動向を占うことにもなる。

### (1) 大会の概況

CFAニュース（1976年1月～2月合併号）は、この大会の様子を次のように伝えている：

「消費者と次期大統領候補者の出席というレコード破りの'76年全米消費

者大会は、新しい政治地図を示してみせるぞと消費者がコブシをふり上げた、まさに一つのグラフィック・デモンストレーションだった。

上院議員のハバート・ハンフリー、エドワード・ケネディー、財務長官ウィリアム・シモン、ラルフ・ネーダーのほか、6人の大統領候補者が出席し、アメリカの消費者が犯されている主要な病気を詳細にのべ、その救済策を提示した。各出席者は、アメリカの消費者の怒り、欲求不満を確認し、その怒りを自分の有利な方へもっていこうと試みた。候補者からは約束が山と出された。殆んど民主党候補者はCFAが主要順位にランクしている問題、即ち、消費者保護庁の創設、トラストの分割と反寡占立法、運輸当局の価格管理をなくすこと、国民保健のサービスの改善、などを確認した。

ただ1人、フォード大統領の代理として出席した財務長官のシモン氏だけは、消費者を代表する政府の新計画を賞賛し、この方が、独立した消費者保護庁をつくるよりもっと効率的だと述べ、会場から否定的な反応をうけた。

500人をこえる参加者は、その殆んどが右側に居並ぶ大統領候補者に拍手を送った。しかし候補者でないハンフリーやケネディー、ネーダーに対しては、もっと熱烈な拍手を送った。彼等はどの候補者よりもずっと多大の感激を聴衆に与えたからだ。

全国からあつまった代表者たちは、また、多様で実際的な問題についての分科会にも出席した。おそらく大会の最も重要な部分は、これら全国から集った指導者たちが彼等の仲間とともにもちえた接触の機会だった。殆んど多くの闘いは孤独であるし、殆んどさまざまな勝利も困難の中で闘われている。こうした分野では、それらの苦闘を分かち合う仲間をもつこと——一教えるとともに他から学ぶことは、非常に重要なことである。」

CFAニュースの伝えるこの短文が示すように、'76年全米消費者大会は大統領選挙を背景に催された。6人の大統領候補者はそれぞれ45分間、自

分の考える消費者問題にたいする政策、たとえば消費者保護庁についてどう考えるか、エネルギー問題や反トラストについてはどうか、食糧・農業政策についてはどうか、といった具合にそれらの問題にたいする自己の政策と解決の具体策を発表させられた。そしてそれに関し3人の消費者運動の指導者から質問をうけた。1人45分の割当だからかなりの内容をもつ。このために2日目の日程がついやされた。各候補者の発言要旨は一覧表となってCFAニュースに記載され、全国に配布された。

## (2) 分科会

3日目にもたれた分科会は以下の8つの領域に分れた。簡単に各分科会の発言要旨をCFAニュースを通してみると以下のようである。

①消費者教育： この分科会には連邦・州・市の役人が参加した。彼等から革新的な消費者教育計画が提示された。興味深く、しかも教育的である計画が緊急に必要であることが討論された。さらに消費者教育のための新しい連邦基金が地方の消費者グループや学校区に出されているので、それについて分析が行われた。消費者は往々にして自分たちの法的権利について自覚していない。基礎的情報や手段が必要であること。年長者や低収入の消費者のための強力な消費者教育の必要性も討議された。

②訴訟や市民活動を通しての公益事業への介入： この分科会では、うまくいっている組織、いかない組織、訴訟の戦略が討論された。公益事業の改革の問題、いかにして消費者がもっとも攻勢的にその革改過程に参加できるか、こうした問題が政治的・財政的に実現可能な観点から討論された。すすんだ料金構造、料金値上げの業務手続き過程への消費者代表の参加、質が高く低コストの公益事業サービスを要求するための市民をどう組織化するかが論じられた。公益事業への参加・介入を促進するために、情報や調査の交換が必要であることも力説された。

さらに進んで1976年の運動綱領を発表した。(別項参照)

(4) CFAの新会長にDr. Lee Richardson えられる。

全米消費者大会の翌日もたれたCFA年次大会でリー・リチャードソン博士がCFA会長にえられた。CFA理事会の積極的メンバーを4年間つとめたりチャードソン氏はルイジアナ消費者連盟の会長だった。1974年9月まで、連邦エネルギー局(FEA)の初代消費者問題事務局長だったが、同年9月、辞職した。理由は、FEA内でのトップ・レベルの政策決定過程で消費者が除外されることを不満としたものであった。

それより先、保健教育福祉省消費者問題事務局教育・財政長として働いた。またコロラド、ペンシルヴァニア、南部の諸大学でマーケティングを教えてもいた。

## Ⅱ '76年消費者運動綱領

Ralph Nader

消費者運動は、いま、考え方においても実践においても、転換期にさしかかっている。この数年のうちに、消費者運動は真の躍進をとげるだろう。ただし、1976年が少なくとも中立的 — 拒否権を乱発しないような大統領を実現させれば、のことである。議会はいまや過去の消費者立法とは全く異った立法を通過させるようになってきた。これまでの立法は基準を確立すること — 安全性、健康、差別撤廃に焦点をあててきた。これらの種類の基準は、立法化をまねいた悪弊の犠牲になるような人々や個人が近づくことを否定するような、古くさい取り締りによって施行されてきた。従って、たとえ消費者法案の目的がよくとも、また企業行動にたいする外部からの基準設定の考え方が適切であっても、現実の取り締り状況は、法によって取り締られるはずの特殊利益のロビストでとりまかれ、消費者の接近を妨害し、インプットを特殊利益集団に限定してきたのである。しかし、議会に提出されるさまざまの提案の内容においても今や事情は一変している。私は多くの提案を注意深く吟味したい。その殆んどのものはいずれ十分に立法化しうるし、また上院、下院、ホワイト・ハウスの立候補者にたいしては、彼ら自身の立場をはっきりさせ、水銀の玉のようにはころがらないようにさせる圧力になりうるものである。

提案の第一のカテゴリーは、政府にインパクトを与える合法的な力を市民に授与することである。先づまっ先に、私の考えでは、広範な公務員責務規定(civil service accountability statute)を制定することである。理論上、公務員は垂直に同僚またはホワイト・ハウスに対して責任を負う。市民や消費者、あるいは政府の諸活動を通してサービスを受けるはずの納税者に対して水平的に責任を負っていない。公務員責務規定法は、しいたげら

れた消費者、納税者、市民が公務員または政治的被任命者の在職資格を問題とし、適当な場で、しかるべき手続をへ、あやまちを犯している政府の役人に停職、解職、格下げまたは罰金を強要するための発議権を規定するものである。ここでいう政府役人は、取締り官と同じく、大きな力をもつ企業に向って法の執行を拒むもの、或は法の執行を独断的に行うもの、またやたらと浪費やいやがらせをするもの、をいう。こうした類の公職者は、その在職資格が正当な手続きによって問われ、裁判官の課すさまざまな制裁に服すことになる。ワシントンにはあまりにも多くの政府役人がいる。彼等にとって、職を失う唯一の道は仕事をする事である。そして驚くなかれ、逆もまた真なりで、職を確信する唯一の道は仕事をしない事である。職が確保されているから不当な圧力に屈したり、就任の宣誓に反する不隠当な考えに負けたりとしても、いささかも失なうものはないのである。

公務員責務提案の身分規定は、公務員が正しいことをしたためいやがらせにあつたり、地位を下げられたりすることのないように彼らを守るための（アーニー・フィツジェラルドの例のように）もので、すでに上院に提出されている。公聴会もひらかれている。この提案のもうひとつの側面は、権利を犯された市民が政府の役人に正当な制裁を適用するため市民の側からその手続きをとることを認めるもので、まだ包括的な法案の形態になっていない。今年こそ、これら二つの部分を一つの総合的な「公務員責務法」(Civil Service Accountability Act)にまとめる絶好の機会である。この法が実際に機能するためには、市民が手続きを起すことを妨げる経済的障壁を取り除かねばならない。コービング&バーリング(Coving & Burling)に10万ドル払うことができさえすれば誰よりも多くの権利を手に入れることができるという考えは、過去のものとする必要がある。さらにまた、どっかの組織の会員でもなく、経済的に不利益をこうむっていることを説明できないから、裁判を通して改変を政府に申し立てをすることはできない、といった考え方もなくさねばならない。それに代って、十分に確立された権利が



すべての市民に与えられなくてはならない。また弁護士料と法的費用の規定を設け、取り締りに関与する際の経済的障壁をのりこえねばならない。

また行政の及ぶ範囲は非常に広範になっているので、権力の分散、抑制と均衡の概念が十分に明確でないことをも認識する必要がある。もし議会による行政への抑制と均衡、司法による行政への抑制と均衡が、生の資料をもとにして機能しようとするなら、行政内部にも抑制と均衡のあることが必要となってくる。消費者保護庁（Consumer Protection Agency）法案が登場するのはここなのである。それは行政に属すものではあるが、他の取り締り機関や省に要請し挑戦し、裁判所の見解を求めて裁判所に訴えられる批判的権利をもった、独立した機関である。それは非常に重要な内なる抑制機関であり、重要なデータ作成機関であり、重要な問題提起者であり、全国の消費者が結集し支持するための重要な行政内要塞である。

大統領の拒否権を無効にするか、新しい居住者がホワイト・ハウスに現われるか、何れにもせよ、この法案が通過した時には、同様の消費者擁護機関が疾風のように州レベルで、またいくつかの主要都市でつくられるだろう。実に、この機能は現にカリフォルニア州政府の一部局で行われている。またニュージャージー州の公衆保護局（Public Advocate）の一部門によっても行われている。たしかに、これらの部局には改善すべきことが多々あるが、こうした部局が消費者に代って州機関を裁判所につれ出すという考え方に、この二つの州では、ある形態の権威が与えられている。

また、たとえば、反トラスト法違反の結果うけた損害を回復する行動のような場合、州の市民を立派に代表できる「祖国の父」的機能を果せる権能を州長官に付与する必要がある。もしピーター・ロディノ（Peter Rodino）議員が、ウォーターゲートは1974年で終わった、下院司法委員会の委員長としてやるべきことはほかにあるということを出しを思い出してくれさえすれば、こうした規定は議会を通過するだろう。これらは、市民に先議権、救済策、代表権を授与するという場合のカテゴリーを重点的に説明したものである。

つまり市民が陳情者として政府のある機関に改良を乞うのではなく、市民が直接政府に改善を申し入れる権利である。つまり手続きを省略し、代表委任の手続きを省くということである。それは憲法が今まで認めてきたにもかかわらず、実行されることのなかった民主主義の実態を再構築するために、極めて重要な開拓分野なのだ。

大統領候補の目の前に提出すべき提案の第二のカテゴリーは、きわめて明確なもので、彼らも態度を決めざるを得なくなるような内容である。つまり、それは消費者が会社に対し先議権を行使するのを認めるということで、そうなれば消費者がアライド・ケミカルやゼネラル・モーターズといったような会社へゆくのに、16もの異った官僚機構からなる迷路を通る必要がなくなってくる。先づ第1に、集団訴訟という自助の措置についていえば、最高裁判所は、たとえば、集団訴訟の全員に通知を出すのに何十万ドルも費やさねばならないといったように、訴訟を起こす原告の消費者に法外な費用をかけさせることによって、連邦裁判所における効果的な集団訴訟の可能性を実質的に退けてしまった。この国には、何十万ドルというような大金を郵政省に送れない消費者がいる。集団訴訟法案は少くとも7年間も議会にとどまっており、大統領から拒否権が出される可能性が非常に強いので次第に熱意がうすれてきている。

ある人は30ドル、別の人は40ドルあるいは50ドル、100ドルと別別にだまし取られた消費者が共に手を組み、同じひとつの会社にだまされた何十万もの消費者を代表して訴訟を起こすことができるという考えは、初歩的な正義の教えで、政治の舞台に登場する者は何人といえどもそれを認めざるを得ない、と私は思う。それは「権利の憲章」(Bill of Rights)と殆んど同じくらい基本的なものである。なぜならそれは消費者に何ら実体的な権利を与えるものではないし、彼らの訴訟を勝たせようとするものでもない、つまり消費者は個々のケースのメリットを判断しなければならない。それは単に裁判所への扉を開くにすぎない、誰しも人が持っている

ところの権利なのである。

次の提案は、消費者運動をこの国の末端の大衆にまで拡大していく可能性をもつもの、即ち消費者のチェック・オフという概念である。この提案については既に聞き及んだ人も多いただろうが、約10州の州議会にいまかかっている。ある州では、電話、電気、ガスなどの公益事業にチェック・オフの欄を月々の請求書に設けさせ、公益事業に関する州規模の居住消費者行動グループに好きなだけの寄附をさせるようにする住民投票が、いくつかの州ですすめられようとしている。居住消費者行動グループは評議会をもち、その各メンバーは州の各地域から寄附者によって選ばれる。投票権は1人1票。評議会は次に経済学者、弁護士、調査員、書記、広報担当、技術者、保健の専門家、組織者、及びその他の専門家を雇い入れ、料金委員会、議会、裁判所などのあらゆる法的舞台で公益事業を相手に仕事をする。評議会の機能は個人苦情の取り扱いから料金の改定、そしてもし市民——消費者が必要だと思えば、選挙の過程、法廷の判決、取り締り機関の行動を通して、所有形態の再編成にまで及ぶ。(訳注：本誌№2“電力料金制度への挑戦”参照)

さて、この消費者のチェック・オフ・システムの可能性について考えてみよう。それは歴史的にみて、消費者運動またはその他の市民運動の発展を妨げてきた最大の障害をとびこえる。最大の障害とは、何百万ドルもかけてテレビや新聞に広告を出すことなしに、共通の苦情を持つ多くの人々をいかにしてひとつにまとめるかということである。その答えは、敵を肩にしよい込むということだ。これはどういうことか？——それは、われわれが好むと好まざるにかかわらず、敵に免許という特権を与え、合法的に独占を許しているということだ。その見返りとして消費者は一体何を受け取ればよいのか？それは、毎月の請求書に設けられた数平方インチの欄だ。相手方はこれに異議を唱えることができるだろうか？ともかく納税者には一文も負担はかからない。月末にそれを集めて集計するのはいとも簡単。みんなコンピューターが自動的にやってくれる。このおそるべきコンピューターについては、も

活協同組合のことを知らない人、あるいはもっとよく知りたい人には打ってつけのものである。

さて、他にも多くの提案があり、また多くのこと柄がこの数日間に討議されてた。たとえば、消費者苦情処理のしくみも、すべての人にとって個人的な意味で非常に重要な問題である。ほかにも、連邦石油ガス公社といったような競争的公共企業体を設立して、国土で発見されるエネルギー資源の開発を促進させるという問題もいま議会で審議されており、フィリップ・ハート上院議員が卒先してやっている、巨大企業の集中排除という問題もある。たぶんその一部分はくりかえしになるので、ここではすべてを網羅するような提案はしない。しかし、ここでとくに強調したいのは、私が今まで簡単に述べてきた各提案は、真に構造的な変革と要求を表わすものである。それは消費者が個人的にも集団的にも、企業や政府の行動過程に圧力を加えることのできる力によって実現が可能なのである。

私はまた、これからもとめられるところの要求について強調した。なぜならひとつの確固たる事実から目をそらすことはできないからである。たとえ最もすぐれた組織を持ち、消費者の苦情や権利、経済哲学を最もよく表わす構造、しくみができたとしても、そのしくみが実際に動くためには、消費者は自分の時間を犠牲にしなければならない。言ってみれば、市民が自ら多くの人々に市民としての任務を負わせるという市民哲学の確立は、こうしたしくみがちゃんと動くための先行要件であるだけでなく、ポスト要件でもあるということだ。過去に私たちは、たとえ広く根づいたしくみであっても、ピラミッド型となり、官僚エリートによってコントロールされてきた事実を見て来た。これは何としても、新しい機関をつくる場合、避けなければならないこと柄である。

最後につけ加えたいことは、地元の都市や州に皆さんが帰られたなら、これらの問題を取りあげ、立候補者の前にその問題を出し、明確な態度表明をせまってほしい。たとえば、もしも大統領立候補者のうち4、5人でも消

費者チェック・オフ・システムを支持する態度を明らかにすれば、それはたちまち全国の話題となる。アメリカとはこういう国なのだ。全国の話題となるようなものをつくり出すには、選挙に立候補しなければならない。そして今や数多くの人が立候補している。彼等はどっさり話題をつくり出すことができる。しかし、皆さんに素早くそれをやってもらわねばならない。立候補者が何人もいるというのはせいぜい2、3ヶ月、そのうち4、5人に減らされてしまう。

これを実行するには、非常に辛棒強くガンバラねばならない。なぜなら、彼らはたくみにみなさんをごまかそうとするし、誤解することもあるだろう。何しろ、消費者問題に関する多くの立候補者の教育水準は全くほめたものではないのだから。それから、もしみなさんが提案を出し、壇上の立候補者から言質をとることができれば、CFA事務局長のキャロル・フォアマン女史か、その他のワシントンのグループに連絡してほしい。そうすればわれわれは素早くそれを知ることができる。なぜこんなことをいうかといえば、「あなたの立場は？」といきなり問われた時、候補者はわれわれがいま話し合っている特定の計画をはっきりと支持する態度を表明するかも知れないが、デ・モインやタルサといった地域では、大きな見出しにもならないからである。しかしともかく候補者がしゃべる、それを小型テープレコーダーにおさめ、それを私たちのところへ送ることはできる。そうすればそれをひとつにまとめ、候補者が実際にとっている態度についての経過報告を定期的に出すことができる。ご静聴ありがとうございました。

の求めているものを述べればよいということである。例えば、請求者の居住地の療養所に関する情報や資料が欲しければ、連邦政府が毎年行っている療養所に関する監査のレポートを見たいと請求すれば良いのである。

請求書には、「情報の自由に関する法」(5 U.S.C Sec. 552)に基く請求であるとだけ書けばよい。便箋の冒頭部と封筒の上にも、“情報の自由に関する要請”(“Freedom of Information Request”〈又はAppeal〉)と注意を引く一句を書き込んでおくのもよい。後述の特例を除いて、請求者は請求理由を記入する必要はなく、申請を担当する政府職員もその理由を聞く権利をもっていないのである。若し職員なり機関が情報の提供を断わってくる場合、それは法令に基いて、請求された情報が例外扱いの項に属している証拠だということになる。更に、請求者は同じ情報をどこか他の所でも入手しようとして、手に入れることができなかつた、などと言う必要は全くない。

もし請求が拒絶された折には、最初の請求を提出した機関なり省に上告することができる。その場合は、上告文を関係機関の最高責任者に宛てて、最初の請求、拒否に関する説明を記入し、最初の請求が拒絶されたので上告する旨を添えて提出すればよいのであるが、上告する旨の文章は二行か三行の短い文面の手紙でもよい。政府はその上告文に対して、20日間以内に何らかの回答を上告申請者に寄せなければならないことになっている。

この法は訴訟をできるだけ簡素化するように工夫されたものであり、上告が拒否された時には、請求者の居住地か資料の存在地域を管轄している連邦政府地方裁判所なり、或は首府ワシントンの地方裁判所に訴訟を起すことができるようになっている。その法廷を選択する自由は請求者側に委ねられている。若し政府が、請求された資料が法令で規定されているように、9項目の例外事項に属するものであることを証明できない時には、法廷は政府に

対して資料を請求者に公開するよう命令することになっている。一般的な傾向として、連邦裁判所の判事たちは、守秘特例事項を狭義に解釈するようであるので、政府としては9項目の守秘事項を楯に資料の公開を軽々しく拒むことが、ますます困難になってきているようである。もし請求者が勝訴した場合、裁判所は訴訟費用の負担を政府側に負担させることになっている。

### 九項目の特例事項

情報の自由に関する法の中で、特例として認められているものは次のようなものである。

(1) (A) 大統領命令によって設定された一定の基準によって特別に承認されたもので、国防や外交などに関係し、守秘すべきもの。

(B) 大統領命令に準じて正当に、そのように機密扱いとされたもの。

この項目に属する資料とは、大統領命令に基いて定められた基準に従って、極秘、秘密、内密などのスタンプが押してあるが、1974年に修正されてからは、国家安全に関する資格があるかないかを法廷が決めなければならなくなった。裁判所は、機密扱いにされている資料の分類のされ方の妥当性を必ずしも、押されているスタンプ通りに受けとらなくてもよいが、むしろ、資料の内容に従って資料が大統領命令の基準に添って適切に区分されているかどうかを調べるようになっている。この点に関して、これはたいそう重要な点である。即ち、歴史的な記録や資料が、ただ単に国内的反響を恐れて、それを防止するためだけの理由で機密扱いにされるのを防ぎ、一般市民がそれらの情報を入手し得る道を備えている点である。それはまた、僅か2頁か3頁そこいらの報告書が適切に機密扱いにされているからといって、他の、隠す必要のないものまでお倉入りさせてもよいということを防ぐためにも重要な点なのである。国防省の手中にあるすべての情報が機密である訳ではないのである。例えば、その一例として、海外から復員してくる将兵に対してほどこされる麻薬検査の結果のような材料は、一般的に機密扱いにされてい

- (D) 秘密にしてある情報源の身元をさらけ出してしまう場合、特に犯罪捜査中の司法や検察関係等の法の執行機関やその職員によって編集された記録や資料とか、或は合法的な治安情報捜査機関による捜査上の資料とか、秘密の情報源から得た機密情報のような場合。
- (E) 捜査の技術や進め方などをさらけ出してしまう場合。
- (F) 法の執行の任に当る人びとの生命や身体の危険を伴う場合。

この特例除外事項も政府によって利用され過ぎるものの一つである。議会は1974年に修正を加え、何んでもかんでも殆んどすべてのものを捜査用資料という名をつけて除外事項扱いにしたがる政府機関の主張を制限した。新しく修正されたものによれば、政府は、資料が一般用に編集されたものであるとか、犯罪に対する法の執行用に編集されたものであるとかを証明しなければならなくなった。しかも、公表される場合には、列挙された六つの害悪を招くであろうとの証明をしなければならなくなっている。故に、年次調査や検査のような資料で、捜査に関係するものであっても、法の執行目的用に編集されたものでないものは、従って、この除外項目に該当しなくなったのである。

## (8) と (9)

銀行や油田に関する情報で、この法案の一般的な適用に関連性の少ないものが、特に除外項目扱いにされている。

## ガイドライン

情報がこれまで列挙した除外項目の一つに入らない場合でさえも、政府機関は多くの方法で情報を明かにするのをさける場合が多い。手間どって遅れるのは普通。しかしながら、法は「情報の自由」が請求された場合、それに



答えねばならない期限を設定している。

最初の請求では10日間、行政的上告では20日間となっている。例外的な事情の場合にのみ、10日をこえる時間延長が認められる。請求する場合、請求の内容を明確にしておけばおくほど、機関に「調査中」などといわせ、逃げのびるチャンスを与えることが少なくなる。このことは覚えておいた方がよい。遅延をさけるのに2つのやり方がある。第一は、一般的な用語と特殊な用語との両方で請求を行うべきである。もしその報告のタイトルが分っていれば、そのタイトルで請求する。しかしながら、その同じ手紙で、“その問題に関係するその他の資料”とか、あるいはそういう内容のことをたのむべきである。このことは極めて重要である。というのは、行政機関というものは、その問題についてその他にも貴重な情報をもっている場合でさえ、特に指定してたのんだものしかくれないというのが官僚の常だからである。だから前もってこれに対抗しておく必要がある。

第二は、文書で請求したあとさらに電話で追っかけることである。もしその機関がこの請求者は「情報の自由に関する法」の下における権利を知っているということに気付けば、もっと迅速に動く場合もある。つまり請求する側の知識と決意を示すような請求の仕方は、訴訟を起こす必要性をなくすかもしれないのである。

情報をうるためのもう一つの障害は費用である。法が機関に認めているのは資料を探がしてコピーをする直接費だけである。資料のどの部分を請求者に明かにし、どの部分は9項目の除外規定で差し控えねばならないかを決めるのに要した時間について代金を請求することは法的には許されていない。複写する費用を節約するためには、コピーをしてもらう代わりに、資料そのものを見せてほしいとたのむことである。もしコピーをたのむのなら、その代金はコピーをつくるのにかかった費用だけであるか、念をおしてみるべきである。コピー代は頁当たり50セント、探がすのに15分当たり4ドルというのは高すぎる。定められた額までの費用は払うが、その額をこえる費用につい

FREEDOM OF INFORMATION

CLEARINGHOUSE

P.O.Box 19367

Washington, D.C. 20036

U.S.A.

情報を請求する文書の書き方（見本）

〇〇〇〇課（または部、局）

（役所名及び所在地を書く）

情報の自由請求に関する件

〇〇〇〇課（または部、局）長殿

「情報の自由に関する法」、5 U.S.C. 552、により、〇〇〇〇〇〇  
（入手したい情報のタイトルを書く）を一部入手（access）いたしたく、  
ここに申請いたします。

万が一、この請求の全部または一部が容れられないときは、貴機関へ上告  
する手続きを通報して下さるようお願いいたします。この請求に関し、〇  
〇円をこえて費用がかかるならば、その旨、申請許可に先だって予めお知ら  
せくださるようお願いいたします。10日以内に私の請求がきき入れられない場  
合は、私の請求は拒否されたものと思えます。

速やかにご配慮くださるようお願いいたします。

氏名

▲ ▲ ▲

上告の文書の書き方（見本）

〇〇〇〇

（役所名及び所在地を書く）

〇〇〇〇長 殿

〇年〇月〇日付で、〇〇〇〇（最初に申請したときのものと同じのタイトルを書く）の入手を請求いたしました。〇年〇月〇日付で、貴機関の広報局（通常はここが担当する）〇〇〇〇氏は私の要請を拒否されました。よってここに、「情報の自由法」5 U.S.C. 552 にしたがって、その拒否を上告いたします。申請書及び受けとった拒否の通知を同封いたします。

20日以内に私の上告を実行されない場合は、私の請求が認められなかったものと考えます。

氏名

ないし、政府が独自の資料で確証した情報がないうえに、秘密討議がのさばっているのである。最近、ロジャーズ・モートン内務長官が委員長をしている新しいエネルギー資源諮問委員会が自動車業者と会合をもち、自動車燃料効率の改善方法と、この目的を排ガス規制及び自動車の安全性とのかね合いについて話し合った。市民グループはこの会合に、連邦諮問委員会法を適用したことを抗議した。一般大衆及び新聞に公開しなければならないのにもかかわらず、モートン氏は公開を拒否した。彼が公開を拒否したことで、今告訴されている。ともかく彼らは秘密裡に会合をもったのである。

そのような秘密主義は、もちろん、政府高官と石油会社の幹部との癒着を許すことである。この点から、モートン氏の言明を思い出すのは教訓に富む。彼は、1973年ホワイトハウスの説明会で石油産業幹部に語った、「石油ガス局は……みなさんの機関であるようにできている。……我々の使命はみなさんに奉仕することであって、みなさんを統制することではない。われわれは統制を避けるよう努める。私は出来るかぎり取り締ることを避けようと努めてきた。私はこの省をみなさんのお役に立てることを誓います。」

モートン氏はてい重の域を出ていた。つまり彼は、内務省が、長い間、石油産業のための受け取り勘定口座だったことの歴史的事実を反映したのだった。いいかえれば、内務省は長いあいだ公共利益との対立の不当な見本を示してきており、重要な政府エネルギー政策立案者をエネルギー産業、とくに石油産業からひっぱってきていた。

これは潜在的な公共利益との対立でなく、現実的な利益衝突なのである。例えば、以前石油会社の幹部だった者が連邦電力委員会(FPC)の重要な地位を占めているだけではない。会計検査院(GAO)報告によると、多くのFPCの役人は、企業の取り締りどころか、要件であるところの財政内容を発表する書類の提出を怠り、禁止されているにもかかわらずエクソン、テキサコ、テネコ、ペプコといったような会社に、出資をしているのである。GAOはまた、FPCが不当に行動したこと、60日間のガス緊急販売を規

定にはずれた価格で300日にもひきのばし、取り締り過程のごまかしをしたと告発した。GAOによると、FPCのケネス・ブラム長官は、これまで適用したこともなかった60日をこえる延長を8つの会社に認めた。

ものの一つの公共利益との対立の例として、連邦エネルギー局を多くの役人たちが、自分たちの元の雇主に益するような政策をつくり、彼らのためになるような規制を立案している。それは自分たちが以前よりもっと高い地位で、これら以前の雇主のもとへ戻るであろうことをわきまえていたからである。

ウィリアム・E・シモンに雇われたものの中の1人にマルビン・コナントがいた。彼はエクソンの幹部だった。もし石油会社にシモン氏のような人がいなかったとしても、どっちみち、仕立てあげただろう。去年の冬、コナント氏がFEAにつとめに出かけるのをみて、エクソン社は非常なご機嫌だった。彼等は9万ドルの退職金をコナント氏に与え、彼が賃金の低い政府の仕事を引受けやすくしてやった。最近、議会の聴問会で国際問題長官次長としてコナント氏を承認するに当って、この退職金のことが聞かれた時、政府の仕事をするために会社を去る幹部には、そういう多額のボーナスを出すのがエクソンの以前からの政策なのだから、コナント氏へのボーナスは何の利害衝突問題もつくり出しはしなかった、とFEAもコナント氏もいった。法務省の見解もこれにおとなしく従った。帰するところ、このことは、たとえばそのような退職金が公共利益との対立問題を作り出しても、それはエクソンと政府が25年間にわたって、この方法でやってきたことだからかまわないという議論なのである。ところがエクソン社幹部が上院内務委員会から質問され、退職金を出すかどうか、またその額はいくりにするかについてのエクソン社としての決定は、実は、自由裁量である、統一的なものではない、一定の政策で定められたものではないことが明かにされたとき、そのいいのがれは通用しなくなった。このことが容認されたにもかかわらず、司法省はその見解を変更する理由のないことを、その後、ジェムス・アブレク上院議員に

のような価格上昇がどのようにコスト上昇を反映しているのか、理解できない。それが反映しているのは、国内エネルギー・カルテルの1つの枝が“他の枝の”競争にあわせて価格をつりあげる力である。なぜなら石油産業は天然ガス産業を明らかにコントロールしているからである。

石油会社は今や地熱エネルギーにもこの原理 — より安い、あらゆる形態の代替エネルギーの価格を最高レベルにまで引き上げる原理 — を適用しようと努めていることを、私はサンフランシスコのジョセフ・アリオト市長から知った。信じがたいことだが、ユニオン石油と結んだ太平洋ガス電力会社（PG&E）の地熱契約はエスカレーション条項を含んでいる。だから、もし石油とガスの価格が上がれば、地熱エネルギー価格をPG&Eにたいして上げるのである。太陽エネルギーはまだカルテルの支配に入っていないエネルギー資源の1つである。

さて、このことがこの国の投資状況の構造的な硬直性に対する重大な論評をまねいている。

説明の目的のために、誰かが、明日、家庭の中にとり入れる事のできる一つのエネルギー源を発見したと仮定しよう。それは円周が1インチで、20ドルかかる、そして100年間有効なのだ。この開発は石油会社をワクワクさせるだろうか？ もちろんそうではない！ なぜなら、それは石油産業がコントロールしえない、より安い代替エネルギー形態を代表しているからだ。

太陽エネルギーはいかなる形であらわれようと — 輻射熱、熱、風力、潮 — 独占的投資の要件を免れるエネルギー形態である。独占的投資の要件とは、排他的に所有され、他者のとどきえない（一般的にいて、人は自分の裏庭へ行って石炭を掘ることはできない）、相対的に有限であるところのエネルギー源であることだ。私は、独占的投資という言葉を、たとえば、一つの産業内部における共有会社、カルテル化された会社、寡占会社のように、分有された独占という意味でつかっている。化石燃料はこの独占的投資の必要条件をみたしている。しかし太陽エネルギーは化石燃料産業界と対立する

だろう。なぜなら、太陽エネルギーの特徴は、ありあまって、無限で、世界中万遍で、皆さんおなじみの電力会社や石油会社を経由せず、直接家庭に入りこんでくる、手に負えない能力をもっているからだ。

太陽エネルギーはもう一つ独特の特徴をもっている。つまりそれは健康的な分散特性である。太陽エネルギーには、単一で、ほう大な、複雑な技術は存在しない。それはとほうもない困難さを伴わずに管理し、分配することができる。この技術的な分散は明らかに政治的・経済的力の分散と両立する。

潜在的に豊富な技術のオプションが、何故、このなん十年かの間に関わられなかったのか、その理由がそこにある。技術的な豊かさは相対的に稀少技術への資本投資をおびやかす。マーガレット・ミード (Margaret Mead) がかつて言ったように、太陽エネルギーのもつ大問題は、それがあまりにも安くできすぎることである。これは連邦政府の研究方針に反映している。来年の太陽エネルギーの研究予算は5千万ドルである。それは政府が過去10年間に太陽エネルギーに費やした費用よりも多い。

しかし、核分裂エネルギーにおける投資は15億ドル — その大部分は増殖炉投資だ — を上回ってきている。過去の、核分裂軽水炉への投資は何十億ドルにもなっている。そして核融合の投資は次第に増加している。

△                    △                    △

何が研究の金の流れを決めるのか？ その規準は消費者利益なのか、それとも生産者利益なのか？ ほとんどの場合、とりわけ原子力の場合は、その規準は生産者の利益と官僚の立身出世主義の組合せである。経済、環境そして代替投資モードといったエネルギーの根本問題が出てくるのは原子力発電においてである。

核分裂とその2世代目の増殖炉の開発は最も不安定で、最も不経済で、人類にとっての最も破局的な危険をもたらす。原子力発電所の問題は広島型原爆の死の灰の2000倍もの大量の放射性物質が炉心に存在することから生ずる。広島との類似点はそこまでだ。原子力発電所は爆発しないが、原発は

ルをさらにわれわれが負担しなければならなくなった時に、古い石油の価格はどうなることであろうか？

▲ 州には州の果たすべき役割がある。州は沖合の石油・ガス地域の賃貸を促進することについては非常に用心深くあらねばならない。石油産業の幹部でさえも沖合の地域に生産を開始できる設備を持っていないことを認めている。多くの会社が、過去に、連邦の土地で石油・石炭の租借地を手に入れているが、開発されないままずっと放置されている。なぜ、これ以上の土地が、かくも大量に、かくも軽はずみに、大衆の参加なしで、而も、巨大石油会社の手租借権が集中するようなやり方で、賃貸されねばならないのか？ なぜ自営生産者をそこにもってこないのか？ それよりさらに大事なことは、これらの土地は連邦の土地であり、人民のものである。石油、ガスがそれらの土地で見い出されるとするならば、それらの燃料は人民のものである。われわれは最後の手段として別の供給者開発を真剣に考えるべきである。つまり、連邦政府はわれわれの土地で発見された石油、ガス資源を政府自身が管理すべきで、供給の独占をすすめ、価格のひき上げをまねく、大きな捨て売り行為をやめるべきである。

また、もし連邦政府が新しい家庭電気器具や自動車、冷暖房システムにエネルギー効率評価をやり始めないのなら、州がそれをすべきだ。州はまた、主要な大きい建築物、高速道路、公共事業計画、電力発電所（最後のものが一番大きいエネルギー消費者である）の工事に対して、影響報告書を発行すべきである。

▲ 再生不能の飲料容器の禁止または課税。

▲ 町の駐車には追加料金をとり、また車のプールによって、車の使用を減らす。



▲ 既存の家屋やアパートの建物に絶縁・耐風雨工事を施すために、低利金融をたやすく利用できるようにすべきだ。それをさせるために、州は連邦政府に対しロビー活動をする。州はその種のロビー活動を十分にしている。

▲ 州は代替エネルギー源のモデル開発に着手すべきである。ニューヨーク州が1960年代の中頃に安全な自動車を開発するための実験的研究計画をスタートさせた時、それは連邦政府を動かし、実験的な一つの自動車計画を進展させた。ニューヨークは3～400万ドルの予算で、ロングアイランド航空宇宙会社に下請けさせてそれを行った。何故に州は風力やその他の動力資源について実験を始めることができないのか、小さい規模の実験も、結局は、広いスケールのものに適應されるのではないか？

▲ われわれはいやが応でも消費者の展望をワシントンで制度化させねばならない。われわれは消費者を代弁する機関が必要だ。そこには技術者、経済学者、弁護士、会計士、保健の専門家がスタッフとして入りこむ。彼等は、いまエネルギー政策を企画立案している諸機関に、消費者を代弁して挑戦し、煽動し、陳情する。われわれは石油産業が政府のために情報を集めるのを止めさせながら、さまざまな事実をあげき出さねばならない。そのような消費者保護庁は連邦政府の諸機関を法廷に引っぱり出す権限をもたねばならない。その目的を果たす法案は、昨年4月、3対1の差で下院を通過したが、上院では議事妨害ではばまれた。この議事妨害は昨年9月、それを破ろうとする努力を一票の差で破った。

エネルギー政策はどれほど徹底的にそれが討論され、且つ、消費者の福祉を第一に考えて決定されたかということによって試される。

原題： Who Benefits ? Ralph Nader

THE CENTER MAGAZINE, March/April 1975

© 1975 The Fund for the Republic, Inc.

## (2) G. E. 原子炉部門の技術者3名が辞職、反原発運動へ参加

David Burnham

ゼネラル・エレクトリック社原子炉建設部門の管理職についていた3名の技術者が2月2日辞表を提出し、カルフォルニア州の反原発運動に志願した。

G. E. 社の原子力部門からこの件についてコメントをとろうとしたが失敗した。

職を捨てた3名の技術者の年俸は3万ないし4万ドル(900万ないし1,200万円)で、彼らはインタビューに答え、辞職したのは原子力が人類にとって著しい脅威を与えると信じたからだと述べている。

彼ら3名が、自らの経歴の大半を献げて建設してきたものに反対を決意したということは、6月の予備選挙の際カリフォルニア州で投票に付される市民の発議権(Initiative)による提案にも重大な影響を与え、カリフォルニア州で原発の運転が禁止されるやもしれないとみられている。

カリフォルニア州以外にも西部を中心に少なくとも6つの州の組織が、発議権によってさまざまな反原発の提案を投票させようとしている。

業界の弁護士はカリフォルニア州などの市民発議権規定は違憲であると主張しているが、公共事業体も原子力産業会議のような院外団も、原子力に対する大衆の反対が強まっていることを深刻に受けとめている。

原発をストップさせようとしている団体連合の前に自らの経歴と知識を投げりつた3名の技術者はつい昨日までサンフランシスコの南48マイルにあ

るサンノセのG. E. 工場の中堅幹部であった。この3名は、デイル・G・ブライデンボー(44歳)、グレゴリー・C・マイナー(38歳)、リチャード・B・ハバート(38歳)である。G. E. 社への勤続年数は、3人あわせて54年になる。

辞職届のなかで高等操縦装置・器械使用部幹部のマイナー氏は「私が辞職いたしますのは、原子炉と核兵器が今や地球にすむ全ての生物の未来に由々しい危険を与えていると確信するにいたったからです」と書いている。

また性能評価改良部の幹部であったブライデンボー氏は「私は自ら経験を通じて危険の大きさ、人的要素の不確かさ、遺伝学上の未知な点を考え、原子力は中止すべきだと信じざるを得なくなったのです」と述べている。

G. E. 社の原子力制御機器使用部の品質管理部門の幹部であったハバード氏は「事故を起こさず原子炉を建設し運転することは不可能だと私は確信しています」と語っている。

この3名は昨日、ホテルの一室で、彼らにとっては唯一の雇用主であったG. E. 社を去り、原発反対組織のために働くことを3時間にもわたって話しあった。

彼らが原発に疑いの念を抱くきっかけとなった事件や問題は、各人各様で、たとえば、インドの核実験、放射線障害論争、アメリカからイスラエルとエジプトへ原子炉売却決定、一年前アラバマ州のブラウンスフェリーにある世界最大の発電所でおきた重大な火災事故などである。

ブライデンボー氏はこう語っている。「私は1969年か1970年に日本を訪問したことがあります。その時まで私は環境を保護し、発電所の公害追放につくしている潔白な人間だと思っていました。私は原子力がいいとか悪いとか自問したことはありません。」

ブライデンボー氏はホテルに到着した時、ボーイにたずねられ、ほこらしげに日本に来たのはG. E. 社が建設している原子炉の仕事だと答えた。

「ボーイはとびあがって、私はいいことだと思いませんと言いました。思い出してみると、私が疑いをもつ人間に直面したのはこれが最初でした」と彼は語っている。

マイナー氏はG. E. 社から派遣され、ワシントン州のハンフォードにある政府の施設で働きはじめた頃、プルトニウムが放つ強烈な放射線で灼熱した貯蔵プールの水面をのぞきこんだことを思い出す。

「私をこの燃料から遮蔽し、生命を守っている10ないし15フィートの水をのぞきこみ、もしこの燃料要素の一部でも飛び出してきて、目に入ったら、私は死んでしまうのだと思いました。もし水がなくなったら、私は即死してしまうことも知っていました。私はそこに、安全な状態にある放射性物質と危険な状態にある放射性物質とのきわどいバランスを感じ、生命に対する危険もそのくらい接近しているのだと強く感じました。」

コントロール・ルームの設計という仕事を通じ、ハバード氏は「人間の誤ちはきわめて起りうるものである」と確信するに至った。ブラウンズ・フェリー事故も人間の誤信による。「私は炉内で修理作業をずいぶんやったが、炉内で起きることについてまったくわかっていないのだという感じを強く抱くようになった」と語っている。

3名ともアメリカがイスラエルやエジプトへ炉を売ることには不信を表明している。

ブライデンボーク氏はこう語っている。「私はつい昨年、いわゆる売り込みをやり、エジプトの代表に対し、原子炉を運転するのはいかに簡単、安全、かつ快適なものかを説明したものだ。ちょうどディックがイスラエルに同じような売り込みをやっている時だ。私は上司に『この販売をどうやって正当化すればいいのですか』とたずねた。彼は『私もおのれと闘った。そして正当化するには、われわれがやらねば、フランスがやる。そうすれば大変だと考えることだと思った』と答えた。

3名は、数年間にわたって秘かに疑惑の念をつのらせていったが、2、3

カ月前、非営利団体で教育機関であるクリエイティブ・イニシャチブ・フアウンデーションという団体の助けをかり、3名が一堂に会した。

彼らは妻たちに、彼らの決心、無収入になること、同僚技師からけいべつをまねくかもしれないことを話した。

ブライデンボー氏は「彼女は私を100%支持してくれ、こうしたことを2人でやりとげたおかげで、今まで以上に2人は強くむすばれるようになった」と言う。「業界から必らず敵意がむけられ、私を反逆者とみる者もあるだろうと思う。G.E.社内部で私の知っている人たちは皆、そっけなくすることはまちがいないと思う」と語っている。

彼は、生産会社や公益事業体や原子力規制委員会が出す個々の決定を心配するというより、国全体が原発にますます頼るようになり原子炉の運転を続けようとする圧力が高まることを心配しているのだと語っている。

彼は、アメリカにある20基のG.E.プラントについて安全問題を考えはじめ、計画目標を定めようとしたとき、実際やったのは発電所の安全を評価することでなく、運転を継続するにはどうやればいいのかをみることであった、と言っている。

政府に提出された報告によれば、G.E.は原子力機器の生産業者として世界一であり、1974年末現在で運転している99基の原子炉のうち27基を供給している。ドレクセル・バーンハムの分析者のアラン・ベアスリーによれば、G.E.の売り上げは、年間4億54万ドルで、全売り上げの4%に当る。

(1976, 2. 3. NYT)

原題： 3 Engineers Quit G. E. Reactor Division and  
Volunteer in Antinuclear Movement

### (3) インディアン・ポイント原発安全検査担当官が 危険を告発し、辞職

インディアン・ポイント原発を担当した連邦の安全点検担当技師が2月9日辞職し、同原発は設計上また構造上危険であり、何千人もが放射線で死亡するような重大事故をまねきかねないと告発した。

「もし私に権限が与えられるなら、即座にインディアン・ポイント第2号炉を閉鎖する。この炉は事故を待っているようなものだ。」とロバート・D・ボラード技師は、原子力規制委員会のプロジェクト・マネージャーを辞任するに当って語った。

規制委員会、コンソリデイト・エジソン社及び州電力庁はただちに声明を発表し、インディアン・ポイントの3基は危険ではないと彼の発言を否定した。

メリーランド州のベセスタにある連邦規制委のスポークスマンは「われわれは十分ボラード氏と話しあった。彼が提起した問題は検討され、すでに解決済みである」と述べている。

ニューヨーク市の北4マイルにあるハドソン河沿岸に近いブキャナン町にある3基のうち2基を所有しているコンソリデイト・エジソン社のスポークスマンは「インディアン・ポイント原発の安全性を確保するため、あらゆる措置をとったとわれわれは信じている」と語る。

一方、第3号炉を所有している州電力庁は「インディアン・ポイント3号炉は安全かつ効率のよい原発だと確信している」という。

「3基のうち第1号炉はコン・エジソン社のもので、ある種の冷却システムがないという理由で、連邦政府の命令により1974年10月以来停止している。コン・エジソン社所有、運営の第2号炉は873,000キロワット出

力で、電力庁所有でコン・エンジン社運営の第3号炉は、965,000キロワットで試運転中である。

ボラード氏の辞職はルーズベルトホテルの記者会見席上で伝えられた。36歳のこの技師は年収27,756ドルで、インディアン・ポイント原発だけでなく、ノースカロライナ州、サウスカロライナ州、テキサス州の原発の連邦政府の安全検査責任者であった。ボラード氏は、規制委員会内部で長年改革につとめてきたが、やがて、「外部から」改革につとめたほうが良いと考えるようになったと語っている。

来週にもボラード氏は、マサチューセッツに本部をおき、原子力や国のエネルギー政策を独自に研究している調査グループである『憂慮する科学者連合』のワシントン代表になるという。彼の収入は3分の2程度になる。

「良心に照らして、アメリカの原発計画がもたらす危険に沈黙していることができなくなった」と語るボラード氏は、インディアン・ポイントの原子炉2基が安全性に対する彼の不安をうらづけたという。

「私はインディアン・ポイント原発が首都ニューヨーク市周辺に住む何百万人もの人々の健康と安全に法外な脅威を与えると信じる」といい、次のようにつけ加えている。

「インディアン・ポイント原発は設計も建設も悪く、多勢の生命を奪い、ガンや生まれつき異常のような放射線障害をまねく事故を引き起こしやすい」  
「こうした情報が流れると、大衆が原発の運転に反対することをおそれ、これらの原発がかかえる危険の大きさを政府は知らせようとしない」

とりわけボラード氏は、第2号炉には安全装置が事故時に動かなくなってしまうような「重大な設計ミス」(小中バルブ)があることを指摘している。事故時に放射能もれを防ぐとされている第3号炉のバルブも、欠陥品であることを指摘している。

さらに、第2号炉の電気系統は、昨年アラバマ州ブラウンス・フェリー原発で火災のためかんじんの安全装置をまったく役に立たせなかったものと同

じく構造上の欠陥をもつものであることをも指摘している。

( 1976, 2. 10. NYT )

原題： Indian Point Safety Head, Charging Atom Peril,  
Quits.

(4) ブラウンズ・フェリー火災事故調査で  
防火計画がゼロであったことが判明

David Burnham

世界最大の原子力発電所の大火災事故を調査した結果、同発電所を建設した時、このような火災を予防し、制御するための政府の計画が「事実上ゼロに等しかった」ことが判明した。同報告でさらに、アラバマ州ブラウンズ・フェリーにあるテネシー溪谷開発公社 ( T. V. A. ) の原子炉 2 基の重要部品が、全面的な監督権を政府がもっていたにもかかわらず、設計が悪く、実験も不十分で、計画どおりに建設されていなかったことが指摘された。

6 カ月以上も前にブラウンズ・フェリー調査団が作成したこの極秘メモには、この火災がアメリカ全土にある原子炉の安全性について「やっかいな問題」を提起したと書かれている。

火災は 3 月 22 日に発生し、ラリー・ハーゲットという電気技師が炉コントロールルームの下で空気が流れこんでいないかみようと、小さなろうそくを何かの絶縁体に近づけたときに起きた。絶縁体に火がつき、炎が広がったのである。



## 1億5000万ドルの損失

壊れた箇所を修理し、この春、再び2つの原子炉が運転を再開するようになるまで、同事故はT.V.A.の顧客に約1億5000万ドルの損害を与えたと見積られている。

調査団は、原子力規制委員会(N.R.C.)が事故発生前に防火計画をつくらなかった失敗を報告するとともに、運転中の23カ所の発電所を調査したところ、数は明記していないがいくつかの原子炉の防火装置に欠陥があることをも指摘している。

ここ1、2週間のうちに、ゼネラル・エレクトリック社の老練な原子力技師3名と原子力規制委員会の役人が1名辞職し、原子力発電所の安全性と、取締りに当る規制委員会の能力についてさまざまな疑問を投げかけた。

規制委員長のウィリアム・A・アンダースは、4名の技師の申し立てを調査している原子力合同委員会の席上で3月2日証言することになっている。

ブラウنز・フェリー火災事故とその意味するものについての85頁にわたる報告は、規制局の7人委員会によって作成されており、その責任者は安全担当者のステファン・H・ハナウアー博士である。事故4日目に同委員会が結成され、その調査報告はすでに公表されている。

## 火災に関する規準がない

同報告は、ブラウنز・フェリーの2基が認可され、建設された1960年代末から1970年代はじめにかけ、NRCの前身の原子力委員会が火災に関する基準をほとんどつくらなかったことを指摘している。

「このことは、ごく最近まで、認可過程でも点検作業のなかでも火災予防制禦についてさほど注意が払われていないということにもあらわれている」と同報告は続ける。

「従って、火災が起こった後の影響を少なくするためには注意が払われたが火災を予防し制禦するための計画がN.R.C.にまったくなかったのである」

ブラウンス・フェリー原子炉に関して、同報告は、「設計、建設、運転上において品質管理にあやまりがあった」ことを明らかにしている。品質管理、またはQAプログラムは前の原子力委員会が開発した苦心の技術で、委員会の監督官が、電力会社や原子炉メーカーや建設技師に政府が要請した監督官を監督するというものである。

同報告はもし品質管理が適正に行なわれていたら、前もって予防され、摘発され、修正されたであろう条件をいくつかあげている。

#### 不十分な実験

「防火装置の設計が不適當で、しかも不適當な実験にもとづいている」  
「そのうちのいくつかは設計どおりつくられていない。制御室と配線室の間の通路がまったく防火のための封鎖がほどこされていなかった。いくつか小さな火事があったけれど、それらを前もって改善するには至らなかった」

昨年7月に作成された秘密メモの中で、ハナウアー博士は、ブラウンス・フェリー原子炉を調べた原子力責任・財産保険協会の調査官と話し合った後に、不十分な品質管理がもたらすものについて意見を述べている。

「ブラウンス・フェリーの現行QAプログラムは原子力責任・財産保険協会が知るところでも最も不十分なものである」、ハナウアー博士は業界の保険調査官についてこのように書いている。

「彼らは十分なQAプログラムなしに運転している発電所はどのくらいあるのかというやっかいな疑問を出している。つまり、設計どおりに建設されていない発電所がほかにあるのではないかといううたがいを彼らはもっているのである。

#### 答えられていない問題

現在の原子力政策に反対している『憂慮する科学者連合』の理事であるダニエル・フォードはブラウンス・フェリー火災事故を独自に分析した。意見

を求められ、フォード氏は「同報告はいくつかの問題を診断した。しかしアメリカにある55の原発の運転継続についての問題との関連についてふれてもいないし、ましてや解答を与えているわけでもない」という。

同報告は現行発電所における火災探知予防計画の改善、つまり改良した煙探知器や散水器を使うといった一般的な改善を規制委員会に要求している。またブラウンズ・フェリーのように、一件の火災が多くの安全システムのコントロールを損ってしまうようなことがないようにこれからの原子炉の設計を改善するよう求めている。

しかしながら、安全システムとコントロールルームを結ぶ重大なコントロール・ケーブルに大きな改造を加えることは、あまりにも費用がかかるとも結論づけている。同報告の附録で、委員会はその種の構造上の改造を行なうために、1億から3億ドルかかり、さらに修理中、代わりに石炭を購入し発電するためさらに13億かかるだろうとT.V.A.が見積っていることを述べている。

(1976. 2. 29, NYT)

原題： Inquiry on Fire at Biggest Nuclear Plant  
Find Prevention Program was Essentially Zero

## (5) 米で原発の安全性への恐怖高まる

アメリカにある56の原子力発電所が環境主義者によってその安全性を厳しく問われており、事故の際破滅的な数の死者を出すであろうと予言されている。先週には、業界そのものからも、安全性に対する反対が相次いで起きた。

バーモント州唯一の原子力発電所が閉鎖した。ゼネラル・エレクトリック社の3名の技師が辞職した。ニューヨーク州で建設中の原発のプロジェクト主任者が辞職した。これらは全て安全性問題を理由としている。

2億1,600万ドルのバーモント・ヤンキー原子力発電所は、540メガワット出力のこの原発を設計したGE社がコンピューターによる強度テストをしたところ、炉の安全システムが事故の際の圧力に耐えられないことが判明したため、1月26日閉鎖を命じられた。

発電所の幹部はたとえ安全システムが破壊されても、放射性の蒸気は発電所の建物の内部に出ても、外部にはほとんど出ないと言ってきた。

しかし、マサチューセッツ工科大学の核物理学者のヘンリー・ケンドール教授は、そのような場合は「平和時では考えられないような大きな事故」となり、バーモント発電所の30キロ以内に住む55,000人の大半が即死、さらに広範囲にわたって、放射線による疾病、ガン、汚染、その他の長期的影響をもたらすと述べている。

バーモント・ヤンキーのスポークスマンであるローレンス・キースは、「このようなことが起きる可能性はきわめて小さい」としながらも、会社としてはさらにテストするまで「もっと正しく、慎重な行動とは、発電所を閉鎖することだ」と思うと述べている。

発電所の幹部は、この構造上の設計問題について解決策がまったくないことを認めている。キースは「われわれは、この状況に関するデータを集め、研究し、意見を出している段階だ」と言っている。

バーモント・ヤンキーから電力を買っていたニューイングランド公益事業体は、地元の電力消費がピークになる冬の間、値段の高い他の電源にふりかえたため、1日に25万ドルも支払いはめになった。

バーモント電力会社のウィリアム・ギャラガーは「需要がピークとなるこの時期に発電所を停止するのは、バーモント州にとっても大変なことだ」と言っている。同発電所は、州の全需要を満たすに十分な電力を生産していた

のである。

閉鎖という結果をもたらした実験の指揮をとった術師、リチャード・ブライデンボーは2月2日、G・E社の建設部門を辞職した3名の技師の一人である。

バーモントの実験は、原発は安全でないという確信を強めたと、ブライデンボーは語っている。「格納システムの研究で私がやった仕事は私の今回の決定に大きく影響した。われわれは、あまりにも先へ、あまりにも急速に進みすぎてしまったのだ」と彼は語っている。

ブライデンボーは、原子力産業から足を洗ったほかの二人とともに、6日、アメリカにある56の原子力発電所の安全性点検にただちに着手すべきだと訴えた。

カルフォルニア州、サンノセのG・E社で中堅の幹部であったブライデンボーとリチャード・B・ハバードとグレゴリー・C・マイナーは、「原発の安全性は、より多くの原発をつくらうとする原子力産業の動きによってひどくそこなわれている」と述べている。

記者会見後、3名は原子力産業を取締る責任をもつ原子力規制委員会(NRC)の役人と会った。

NRCは会見後、3名の主たる異議申し立て内容は哲学的性格をもつようであるという声明を発表した。

「彼らは一般的な安全上の問題を提起したが、そのいづれもNRCスタッフが検討中のものである。ただちに規制しなければならないような、詳しい事実やデータは出されなかった。従ってNRCは今日のこの結論をもとにただちに行動を開始するといったような根拠はないものと判断する」と述べられている。

昨年末、3年間にわたる政府の原子炉安全性に関する研究結果が発表されたが、現在運転中の大きな原子力発電所の危険は、他の天災や人災にくらべきわめて小さいとしている。

同報告は原発の周辺に住む人間が原子事故で死ぬ確率は、一年に50億分の1であると述べ、また自動車事故で死ぬ確率は4,000回に一度だと加えている。

バーモント発電所で問題となっているのは、原子炉の土台にあるドーナツ型の直径40メートルのサブプレッション・チェインバーである。120,000リットルの水が半分入っているチェインバーは、原子炉を遮蔽し、囲うために設計されている。

この装置はパイプ破断などのような力学的破損に対する主要な防護システムである。しかし、実験の結果、パイプの破裂によって突然圧力がかかった場合、チェインバー全体が5インチ程度揺れることがわかり、事故の際チェインバーが完全な状態のままに保たれるかどうか科学者に疑問を投げかけた。もしサブプレッション・チェインバーが破壊されれば、放射性的蒸気は原子炉建屋内にひろがり、従業員に危害を与える。会社の幹部は放射性物質が敷地から出ることはないだろうとみている。 (1976. 2. 10. JT)

原題： N-Power Plant Safety Scare Gains Momentum  
in U. S.

## (6) 核エネルギー時代：長すぎた青春

Robert Gillette

いかなる方法によろうとも原子力は恐ろしい技術である。動力炉の設計、建設、規制、運転にあたる人にさえ、この5億ドルもする機械が引き起こす感情に対して免疫になることがない。

ほとんどの人が自然の隠れた力を征服することに誇りをもち、コンクリー

トと鋼鉄と放射性燃料との巨大なかたまりの信頼性を確信して対応しているように見える。しかし、ある人々にとって畏怖は強い不安、つまり近代的な百万キロワット級の原子力発電所では、単純なしかも避けられない人間の誤まちが大災害をまねきかねないという強い不安に変わっている。最近ゼネラル・エレクトリック社の原子力部門を辞職したデイル・ブライデンポー、リチャード・ハバード、グレゴリー・マイナーの技師はそのような人々で、二、三日遅れて同じく連邦規制委員会を辞めた、原発48基のプロジェクト・マネージャーであったロバート・D・ボラードもそうである。

原子力は安全でない、ともかく十分には安全でないということを大衆に伝えるため、将来有望な職を捨てたのは、これら四名の技師が最初でもないし、おそらく最後ということもなかる。原子力委員会の初代委員長であったデイビッド・E・リリエンスールは初期の頃の懐疑論者であった。1963年にリリエンスール氏はいまだに健康上の危険・安全性の問題が解決されていないような計画を推進することを求め、又正当化できるような政策などあるだろうかとの疑問を投げかけている。

1960年代末、カリフォルニア州リバアモアにある原子力委員会のローレンス放射線研究所の二人の科学者、ジョン・ゴフマンとアーサー・タンプリンは、苦難もふりかかったけれども原発批判者として一躍有名になった。1972年にはA.E.C.安全性研究員の小グループが公聴会に出席し、当時大規模な新型原子炉にとりつけられていた緊急冷却装置の性能について不安を表明した。業界や政府の中からも、新聞記者や憂慮する科学者連合のような批判グループに内密裡に、技術的な助言を与えたり、問題を起こすような資料を提供する人もいた。

これら技術的裏切り行為から大衆は何を引き出すだろうか？

自分の職を危険にさらすということは彼らの誠意をあらわしてはいるが必ずしも、彼らの先見の明を証明するものではないと批判する人もいる。しかし、原子力時代に入って30年たったが、かつて将来を有望視されたこの

技術がいまだに沢山の未解決の問題をかかえこんでいるということは反論の余地のない事実である。ポラード氏と3名の技師は辞職を公表するに当って、指導者たちに訴えている。何世紀にもわたって致命的な毒性をもつ放射性廃棄物をどうするのか？ プルトニウム経済における盗難や破壊行為の危険をどうとりのぞくのか？ さらに重大な問題、すなわちアメリカで認可されている原子炉57基の日々の運転にさしさわりのある沢山の工学的問題をどうやって解決するのか？

これらの問題にともなう危険の評価という面ではある程度の進歩がみられたが、その緊急性については、いまだに主観的な技術的判断の問題とされている。ひとつ言えることは、正直な技術者の間でも見解が大きくわかれているということである。しかし、後半期に入っても論争がいまだに続いているのは何故なのか考えてみなければならない。

それにはいくつか答えがある。そのひとつは、論争が遅くに始まったということである。アメリカの原子力開発の基本方針は1940年末から50年代初期にきめられた。つまり殺虫剤やその他のほかの公害をめぐる争いによって大衆（政府は言うまでもなく）が巨大技術の悪影響について敏感になるずっと前である。当時は今よりも技術的な政策を秘密裡に決めるのがあたりまえで、大衆が参加することはなかった。例えば、1961年から71年にかけて原子力委員会の委員長であったグレン・シーボークは1950年代にいくつかある原子炉技術のうち、どれを民間の原子力計画の中心にすえるか決定する時、その選択を業界にまかせたと書いている。業界（主としてゼネラル・エレクトリック社とウエスチング社）は、原潜むけに開発された軽水冷却炉の開発をきめた。これは軽水冷却炉が一番適当だからではなく、これが最もなじみが深いからであった。

原子炉の安全性は常に旧原子力委員会の関心の的であった。しかし、1966年に入って、安全性は部内討論の重大な課題となった。皮肉なことにこの論争はコンソリデイト社がインディアン・ポイント2号炉、つまりポラード氏



の不安のもとであった2号炉の建設許可を申請する際に始まったのだ。

ニューヨーク市から24マイルしか離れていない、インディアン・ポイント2号炉は、大型原子炉の最初のもので、重大な「冷却材喪失」事故にも耐え、放射性炉心の溶解という大変な事態をさけることができるかどうかについてはほとんどわかっていない大型原子炉であった。それにもかかわらず、AECはコン・エジソン社に許可を与え、その後、生じてくる安全技術問題の評価にとりくんだのである。

それからは、下り坂である。AECの安全調査計画は、予算が減り、本部と国立研究所の対立が高まったこともあって、停滞している。1970年代初めには、原子力委員会は未解決の安全性問題を139件もかかえ、そのうち44件を「きわめて緊急」と指定している。

原子力委員会は1974年末に解散し、新しい原子力規制委員会が安全研究の責任を引き継いだ。この新たな委員会の研究予算は、今年1億ドルのものほり、業界も商業炉の安全性研究に6千万ドルを費いやし、批判者の中からも連邦計画管理にかなりの改善がみられるという声がある。たとえそうでも、昨年アメリカ物理学会が行なった研究では諸々の欠陥が指摘され、炉安全システムは十分であるという業界の主張を裏付けるだけの実験データが少ない点を明らかにしている。データ不足と、そのためにコンピューターによる原子炉事故のシュミレーションに依拠しすぎるといふ点が、ボラード氏とGE社の技師の心配の種である。

### 新しい設計に新しい問題

10年ごしに滞ってきているのは、今彼らを悩ませている未解決問題だけでない。航空機産業のように、原子力も発展する技術である。新しい設計は新しい問題を生み、古い型の炉では気づかれなかった欠点がでてくる。例えば、昨年まで、ろうそくをもった作業員が電気火災を起こし、全国で最大規模の炉を2基も破壊し、かろうじて大変な炉心溶解を免れるというようなこ

とがあるとは考えもしなかった。これはアラバマ州デカター市近くにあるブラウンズ・フェリー発電所で実際に起きた話である。豊富な安全システムに対する信頼感がこの火災とともにふっとんでしまったとマイナー氏は語る。ボラード氏も「今まで起った多くのニア・アクシデントでわれわれは、まったくそれまで考えもしなかったようなことに直面した」と語る。

事実、炉の設計は、科学者や技師がその弱点を理解するよりも早く発展してきたと彼らは言う。

ほかの技師は、余裕をみこんで設計してあるから、人間の誤作動にも耐え、炉の作動で不明な点をも補いうると反論する。これに対し、ボラード氏らの批判者は、十分な実験データがなく、設計の仮定が実際余裕をもつかどうかわからないはずだと主張する。

たとえそうでも、マイナー氏は、原子力規制委員会に同情しないわけではない。この新委員会は熱意を示さんとして、安全でないと思われる原発の閉鎖というきびしい行動をとり、業界から批判されている。

「彼らは非常な圧力のもとで、複雑な状況下で困難な決断を下さなければならぬ。彼らは公益事業体、原子炉業者から発電所を動かさなければならぬと言われ、大統領からは早くやれと言われ、環境団体からは遅くしろと言われている。私は彼らをうらやましいとは思わない」と。

( 1976. 2. 15. NYT )

原題： The Age of Nuclear Energy :  
A Prolonged Adolescence

## 海外の市民活動 №5

---

1976年4月17日発行

編集責任者 海外市民活動情報センター  
野村 かつ子  
発行 (財)大竹財団  
〒104 東京都中央区京橋1-2  
セントラルビル9階  
電話(03)272-3900  
郵便振替 東京 9-60834  
振込銀行 協和銀行八重洲通支店  
口座名 財団法人 大竹財団  
当座 №402400

---

会員配布